

福井県報

第 71 号
令和 2 年
1 月 21 日 (火)
火・金曜日 発行
1 月 1,920 円 郵送料共

目次

- 告示
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録 (一五・長寿福祉課) …………… 一
 - 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (一六・回) …… 一
 - 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止 (一七・回) …… 一
 - 県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧 (一八・二七・農村振興課) …………… 一
 - 保安林の指定の予定 (二八・森づくり課) …………… 四
- 公告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (若狭高等学校) …………… 四
 - 選挙管理委員会告示
 - 福井県選挙管理委員会委員長の選挙 (五) …………… 五
 - 福井県選挙管理委員会の委員長に事故があるとき、または欠けたときその職務を代理する委員の指定 (十六) …… 十六
 - 政治団体の設立の届出 (七) …………… 十六
 - 政治団体の届出事項の異動に係る届出 (八) …………… 十七
 - 政治団体の解散の届出 (九) …………… 十七
 - 平成三十年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表 (一〇) …………… 十七

告示

福井県告示第 15 号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号) 附則第 20 条第 1 項に規定する登録特定行為事業者を登録したので、同条第 2 項において準用する同法第 48 条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 2 年 1 月 21 日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称 桜手苑
- 2 事業所の所在地 福井市大手 2 丁目 22-18
- 3 事業者の名称 社会福祉法人新清会
- 4 登録年月日 令和 2 年 1 月 9 日
- 5 サービスの種類 サーマービスの種類 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- 6 実施する行為 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 7 登録番号 181110301

福井県告示第 16 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 2 年 1 月 21 日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称 デイサービスはな
- 2 事業所の所在地 大飯郡おおい町名田庄三重第 34 号 10 番地の 1
- 3 事業者の名称 株式会社スライル
- 4 指定年月日 令和 2 年 1 月 1 日
- 5 サービスの種類 サーマービスの種類 通所介護
- 6 介護保険事業所番号 1872300189

福井県告示第 17 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 75 条第 2 項に規定する指定居宅サービス事業者の廃止届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 2 年 1 月 21 日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称 デイサービスはな
- 2 事業所の所在地 大飯郡おおい町名田庄三重第 34 号 10 番地の 1
- 3 事業者の名称 株式会社はな
- 4 廃止届出受理年月日 令和元年 11 月 29 日
- 5 廃止日

令和元年 12 月 31 日

- 6 サービスの種類 通所介護
- 7 介護保険事業所番号 1872300189

福井県告示第 18 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業 (坂井中央地区暗渠排水 (経営体育成基盤整備) 事業) につき土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと (審査請求をした場合) については、当該審査請求に対する裁判があったこと) を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福井県を被告として (訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和 2 年 1 月 21 日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和 2 年 1 月 21 日から令和 2 年 2 月 1

- 9日まで
縦覧に供する場所
3 坂井市産業環境部農業振興課

福井県告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（坂井中央地区農業用排水施設（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁判があつたこと）を知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

- 令和2年1月21日
福井県知事 杉本 達治
- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年1月21日から令和2年2月19日まで

- 3 縦覧に供する場所
坂井市産業環境部農業振興課

福井県告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（坂井西部地区暗渠排水（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁判があつたこと）を知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

- 令和2年1月21日
福井県知事 杉本 達治
- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年1月21日から令和2年2月9日まで
- 3 縦覧に供する場所
坂井市産業環境部農業振興課

福井県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（坂井西部地区農業用排水施設（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁判があつたこと）を知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

- 令和2年1月21日
福井県知事 杉本 達治
- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年1月21日から令和2年2月9日まで
- 3 縦覧に供する場所
坂井市産業環境部農業振興課

福井県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（坂井西部地区客土（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁判があつたこと）を知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

- 令和2年1月21日
福井県知事 杉本 達治
- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年1月21日から令和2年2月9日まで
- 3 縦覧に供する場所
坂井市産業環境部農業振興課
- 福井県告示第23号
土地改良法（昭和24年法律第195号）

第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（針原地区暗渠排水（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合）については、当該審査請求に対する裁判があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月21日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年1月21日から令和2年2月19日まで

3 縦覧に供する場所

坂井市産業環境部農業振興課

福井県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（針原地区農業用排水施設（経営体

育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合）については、当該審査請求に対する裁判があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月21日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年1月21日から令和2年2月9日まで

3 縦覧に供する場所

坂井市産業環境部農業振興課

福井県告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（針原地区客土（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書

類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合）については、当該審査請求に対する裁判があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月21日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年1月21日から令和2年2月9日まで

3 縦覧に供する場所

坂井市産業環境部農業振興課

福井県告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（中番地区農業用排水施設（澁水防除（小規模））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。なお、この計画については、同条第6項の

規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合）については、当該審査請求に対する裁判があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月21日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年1月21日から令和2年2月9日まで

3 縦覧に供する場所

あわら市経済産業部農林水産課

福井県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（大土呂地区農業用排水施設（農村災害対策整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審

査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁判があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和2年1月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年1月21日から令和2年2月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
福井市農林水産部農村整備課

福井県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、保安林に指定する予定であるので、同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
大野市庄林西市1字水上谷1の1、1の2、2字六呂谷1の1、1の2
- 2 指定の目的
干害の防備

令和2年1月21日(火)

福井県告示第71号

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、定めがない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
 - ・ 期間および樹種
次のとおりとする。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
若狭高等学校実習船「雲龍丸」建造工事 一式
 - (2) 調達物品の様等
入札説明書、建造仕様書、一般配置図および仕様特記事項（以下「入札説明書等」という。）による。
 - (3) 契約期間
令和3年3月16日（火）まで
 - (4) 納入場所

入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この入札に係る特定調達契約の入札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) この入札に併せて行われる資格審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。
 - (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者

の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式2）を提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙様式11）に、必要な書類を添えて次のとおり提出し、この入札業務に関する福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

なお、資格確認申請書等の内容について

、当該資格審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。

(1) 申請書等の提出期間および場所

ア 期間

令和2年1月21日(火) 9時から
令和2年1月30日(木) 17時まで

イ 場所

福井県小浜市千種1丁目6-13
福井県立若狭高等学校

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

5 入札説明書等の交付等に関する事項ならびに入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒917-8507

福井県小浜市千種1丁目6-13

福井県立若狭高等学校

電話 0770-52-0007

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

(3) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

4(2)と同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に提出先に持参または郵送すること(郵送の場合は簡易書留郵便とする。)

なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。

(4) 入札書の提出期間

令和2年1月31日(金) 8時30分から16時まで

(5) 開札日時および場所

ア 日時 令和2年2月3日(月) 10時

イ 場所

福井県小浜市千種1丁目6-13
福井県立若狭高等学校

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要件

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 上記アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載の別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め定める条例(平成元

年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased

Training ship, 1 set

(2) Date, time of bidding

10:00A.M. February 3, 2020

(Time-limit for the submission of tenders 4:00P.M. January 31, 2020)

(3) Deadline for delivery

March 16, 2021

(4) Contact point for the notice

Fukui Prefectural Wakasa Senior

High School, 6-13-1, Chigusa, Obama

city, Fukui prefecture, 917-8507, Japan

TEL 0770-52-0007

福井県選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第5号

令和2年1月9日開催の第1回福井県選挙

管理委員会において、次の者が福井県選挙

管理委員会委員長に選挙されたので、福井県

選挙管理委員会規程(昭和29年福井県選挙

管理委員会告示第39号)第1条第3項の規定

により告示する。

令和2年1月21日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

住所 福井市宝永4丁目3番28号

氏名 金井 亨

福井県選挙管理委員会告示第6号

福井県選挙管理委員会の委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときその職務を代理する委員に次の者が指定されたので、福井県選挙管理委員会規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第39号）第3条第3項の規定により告示する。

令和2年1月21日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

住所 大野市大和町5番5号

氏名 山田 照幸

福井県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月21日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(政党の支部)

(1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和元年12月23日	自由民主党福井県福井市第八支部	山浦 光一郎	藤井 渉	福井市宝永3-15-16

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和元年12月25日	杉本達治後援会達観会	山浦 節桜	井澤 茂	福井市豊岡1-10-26
令和元年12月26日	総和会	村内 光晴	竹村 健一	今立郡池田町広瀬4-3-3

福井県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月21日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和元年6月29日	自由民主党福井県看護連盟支部	石丸 美千代	会計責任者	谷田 清美	坂下 千恵美
令和元年6月29日	福井県看護連盟	石丸 美千代	会計責任者	谷田 清美	坂下 千恵美
令和元年12月20日	国民民主党福井県第1区総支部	川畑 孝治	代表者	川畑 孝治	山本 正雄
令和元年12月22日	林よりかず後援会	細川 英明	主たる事務所の所在地	大野市春日2丁目5-13	大野市春日2丁目14-7

福井県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月21日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和元年12月8日	原幸雄後援会	原 幸雄

福井県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、平成30年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和2年1月21日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 藤原よしたか後援会
報告年月日 令和元年12月23日

1 収入総額	0
前年繰越額	0
本年収入額	0
2 支出総額	0
翌年への繰越額	0

令和二年一月二十一日印
令和二年一月二十一日発

刷行

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
福井県福井市文京一丁目十九番二十 高桑印刷(株)

☎ 六三三二番